

【 別 紙 】

「動物の愛護及び管理に関する法律」改正要望事項

- 1 動物の個体識別による所有の明示の義務化（第 5 条関係）
 - 2 国、都道府県等における動物愛護施策取組み体制の整備（第 7 条及び第 17 条関係）
 - （1）動物愛護・管理対策基本計画制度の創設
 - （2）都道府県等の動物愛護担当職員の職務制限の明確化と必置の推進
 - 3 動物取扱業に対する規制措置の整備（第 8 条及び第 11 条関係）
 - （1）動物取扱業の登録制への移行と更新制の導入
 - （2）動物販売時における獣医師発行による健康証明書の添付の義務化
 - 4 危険動物対応の強化（第 16 条関係）

危険動物飼養について許可制の導入
 - 5 引き取り犬・猫の譲渡の推進と引き取り対象動物種の拡大（第 18 条関係）
 - 6 実験動物福祉規定の整備（第 24 条）

実験動物の利用に際しての 3R（代替法の採用、使用数の削減、苦痛の軽減）概念の導入等の関係規定の整備
 - 7 学校飼育動物の適正飼養の推進（新設）

学校や福祉施設等で飼養する動物に関する適正飼育に関する規程の整備
- （参考）日本獣医師会動物愛護福祉委員会報告：平成 16 年 10 月
動物愛護・管理制度の充実・整備について（「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正に向けて）